

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

(当天的翌日は、休む)

目次

◇告示 保険医等の登録(保険課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
都市計画の変更(シ)

開発行為に関する工事の完了(シ)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇雑報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告示

鳥取県告示第六百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第百八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月十九日

| | | |
|-------|-----------|------------|
| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 井田ひろ子 | 鳥歯第六六四号 | 平成七年八月七日 |
| 村田佳子 | 鳥歯第九五〇号 | 平成七年八月二十一日 |

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県告示第六百四十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業(十七工区)の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年九月十九日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県告示第六百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目三三〇)において公衆の縦覧に供する。

平成七年九月十九日

鳥取県知事 西尾 邑次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・三・二号米子中央線、三・四・十八号米子駅裏中央線
(変更後三・四・十八号米子駅目久美町線)、三・四・二十号車尾目久美町線及び
三・五・十号米子駅石井線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・二号米子中央線

変更する部分

米子市道笑町四丁目

2 三・四・十八号米子駅裏中央線(変更後三・四・十八号米子駅目久美町線)

変更する部分

米子市目久美町

3 三・四・二十号車尾目久美町線

変更する部分

米子市道笑町四丁目、美吉字屋敷前田及び字京女良並びに目久美町

4 三・五・十号米子駅石井線

変更する部分

米子市目久美町

鳥取県告示第六百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年六月二十八日 鳥取県指令都計三―三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字長瀬字流田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金 澤 泰 治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年九月十九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

| | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------|-----------|--------|--------------|
| 申請者 | 氏名又は名称 | 株式会社パイオニア | | | |
| | 住 所 | 大阪府東大阪市川俣1丁目15-31 | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 野口 三次 | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型 式 名 | 製 造 者 名 | 検 定 号 | 有効期間 |
| 回胴式遊技機 | 規則第6条第2号 | バラダイ エンジェル | 株式会社パイオニア | 540318 | 7年9月19日から3年間 |

| | | | | | |
|---------|-----------------|------------------|----------|--------|--------------|
| 申請者 | 氏名又は名称 | 奥村遊機株式会社 | | | |
| | 住 所 | 名古屋市昭和区鶴舞2丁目2-18 | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 奥村 昌美 | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型 式 名 | 製 造 者 名 | 検 定 号 | 有効期間 |
| ぱちんこ遊技機 | 規則第6条第1号 | お天気キャスター | 奥村遊機株式会社 | 510329 | 7年9月19日から3年間 |

| | | | | | |
|---------|-----------------|------------------|---------|--------|--------------|
| 申請者 | 氏名又は名称 | 株式会社三星 | | | |
| | 住 所 | 名古屋市西区中小田井4丁目396 | | | |
| | 法人にあってはその代表者の氏名 | 柏木嘉津也 | | | |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分 | 型 式 名 | 製 造 者 名 | 検 定 号 | 有効期間 |
| ぱちんこ遊技機 | 規則第6条第1号 | パチパチBANK | 株式会社三星 | 520321 | 7年9月19日から3年間 |

選 定

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成7年9月19日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 島 築

1 試験の種類及び日時

| 試 験 の 種 類 | 日 時 |
|------------|-----------------------|
| 甲種危険物取扱者試験 | 平成7年11月26日（日）13時15分から |
| 乙種危険物取扱者試験 | 々 |
| 丙種危険物取扱者試験 | 平成7年11月26日（日）10時15分から |

2 試験の場所

| | |
|-------------|----------------|
| 鳥取市尚徳町101-5 | 県民文化会館 |
| 鳥取市扇町21 | 県民ふれあい会館 |
| 倉吉市山根529-2 | 倉吉体育文化会館 |
| 米子市東町160-1 | 米子市総合研修センター |
| 米子市旗ヶ崎2030 | 米子食品会館 |
| 米子市古豊千520 | 米子職業能力開発促進センター |

3 受験願書の受付期間

平成7年9月25日（月）から同年10月6日（金）まで（郵送による場合は、10月6日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (電話 0857-26-8389) に照会すること。